

## ○上越市食育推進条例

平成18年6月23日

条例第49号

改正 平成21年3月27日条例第12号

平成24年6月21日条例第31号

食は、人が生き、身体を維持していくために必要不可欠なものであり、生命に関わる重要な要素であるとともに、健全な心と身体を培う基礎である。

私たちが暮らす上越市は、古来から豊潤な高田平野の大地の恵みや、山海の幸などの食料が豊富であり、さらには陸や海の交通の要衝であるという利点をいかして多様な食料を調達することができたことから、優れた郷土の食文化が生まれ受け継がれるとともに、日々の生活において自らの食に対する考え方や健全な食生活を営む能力が培われてきた。

しかし、近年、社会情勢が著しく変化し、日々忙しい生活を送る中で、朝食の欠食や簡便な食事をとる傾向が強まるなど、食習慣に乱れが生じ生活習慣病が増加している。さらには食の安全性への不安の高まり、食べ残しや食料の廃棄、食料の海外依存など、食を巡る様々な問題が発生し、私たちの上越市においても、これらの影響は、見逃すことができないものとなっている。

こうした環境の変化の中で、私たち一人ひとりが、自然の恩恵や食に関わる人々の活動への感謝の気持ちと理解を深めるとともに、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営む能力を培うために「食育」を推進していくことが極めて重要な課題である。

私たちは、今こそ全市民的な運動として「食育」の推進に取り組み、すべての市民が自発的に楽しみながら食を学び、はぐくむことができる社会を構築していくことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、食育の重要性にかんがみ、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）に定めるもののほか、本市における食に関する地域の特性をいかした食育の推進に関し必要な事項を定めることにより、すべての市民が自発的に楽しみながら食を学び、はぐくむことができる社会の構築に寄与することを目的とする。

### (地域の特性)

第2条 この条例において「本市における食に関する地域の特性」とは、次に掲げる特性をいう。

- (1) 四季折々の気候風土、海、山、大地等の豊かな自然に恵まれていること。

- (2) 前号に規定する自然を基盤とした多種多様な食料の産地であること。
- (3) 食料を生産し、及び加工する技術を持つ人材が多数存在すること。
- (4) 食に関する体験活動の場が多数存在すること。
- (5) 郷土の優れた食文化が継承されていること。

(食育の推進理念)

第3条 本市における食育の推進は、法第2条から第8条までに定める食育に関する基本理念にのっとり、本市における食に関する地域の特性を守り、いかすことを理念として行うものとする。

(責務)

第4条 市、法第11条第1項に規定する教育関係者等、同条第2項に規定する農林漁業者等及び法第12条に規定する食品関連事業者等（以下「事業者」という。）並びに市民は、前条に規定する食育の推進の理念（以下「推進理念」という。）にのっとり、法第10条から第13条までに定めるそれぞれの責務に応じ、相互に協力して食育の推進に努めるものとする。

(施策の策定等に係る指針)

第5条 市は、食育の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、推進理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健全な食生活を実現すること。
- (2) 子どもたちの発達段階に応じた食習慣を確立すること。
- (3) 食の安全性の確保を図ること。
- (4) 家庭、学校、地域その他のあらゆる機会及び場所を活用すること。
- (5) 食育を推進する多様な主体の相互の理解及び協力を促進すること。
- (6) 生産者と消費者との信頼関係を確立すること。
- (7) 環境と調和した農林漁業の持続的発展を図ること。
- (8) 地域内での自給を基本とした地産地消を推進すること。
- (9) 将来にわたって郷土の優れた食文化を継承すること。
- (10) 食に関する正確な情報を共有すること。

(推進計画)

第6条 法第18条の規定に基づき作成する上越市食育推進計画（以下「推進計画」という。）は、推進理念にのっとり、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- (2) 食育の推進の目標に関する事項
- (3) 市民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項  
(推進会議)

第7条 法第33条第1項の規定に基づき、上越市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市の食育の推進に関する重要事項について審議すること。
- 3 推進会議は、25人以内の委員をもって組織する。
- 4 推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 5 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 公募に応じた市民
  - (3) 事業者
  - (4) 食育関係団体の代表者
  - (5) 市の職員
  - (6) その他市長が必要と認める者
- 8 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。  
(報告等)

第8条 市長は、推進会議が推進計画を作成し、又は変更したときは、その要旨を議会に報告しなければならない。

- 2 市長は、毎年、食育の推進に関する施策の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第12号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第31号)

この条例は、平成24年7月26日から施行する。